

泉北ニュータウンまちづくりプラットフォーム運営要領

1. 名称

この組織は、「泉北ニュータウンまちづくりプラットフォーム」と称する。

2. 目的

泉北ニュータウンの持続発展に向け、公的賃貸住宅のストック及び今後発生する活用地等において、民間事業者と連携して再生を進めていくことを目的とする。

3. 会員

本プラットフォームは、設立の趣旨に賛同し、会員となった事業者・団体等により構成し、会費は無料とする。なお、会員は、本プラットフォームにおける役割分担に応じて、以下のとおり区分する。

(1) 事業者等会員

泉北ニュータウンで事業を継続することができ、泉北ニュータウンの活性化につながる事業を展開可能な事業者および非営利団体、若しくは事業展開を検討中の事業者および非営利団体

(2) 支援機関会員

泉北ニュータウンで事業展開する事業者の支援が可能な金融機関および非営利団体等

4. 取組内容

本プラットフォームでは、目的の達成に向けて以下の取組みを行う。

- (1) 泉北ニュータウンの活性化に関する情報の提供、提案・相談の受付
- (2) 公民連携・事業者連携促進のためのセミナー・ワークショップの開催
- (3) まちづくりのための意見交換の場の設定
- (4) その他目的を達成するために必要な取組み

5. 事務局

本プラットフォームの事務局は泉北ニューデザイン推進協議会公的賃貸住宅等再生検討ワーキングが担う。また、事務局は必要に応じて、助言を行う国等をオブザーバーとして登録することができる。

6. その他

事業者会員の入会および退会の届出に関する手続き、その他本プラットフォームの運営に必要な事項については、事務局が別に定める。

附 則

この運営要領は、平成 29 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この運営要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。